

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱

令和7年4月1日

(総則)

第1条 この要綱は、若年がん患者が住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、患者及びその家族の身体的、経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業（以下「本事業」という。）については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記載されている40歳未満の者
- (2) がんに罹患した者のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した者
- (3) 在宅での療養に当たり、次条第1項各号に掲げるサービスを受ける必要がある者
- (4) 次条第1項各号に掲げるサービスについて、他制度の助成を受けていない者
- (5) 本市の市税を滞納していない者。ただし、滞納があっても既に分割等で納付することを約して納付を履行している者又は分割納付誓約書を提出した者を除く。
- (6) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等でない者

(助成対象費用及び助成金の額)

第3条 助成金の対象となる費用は、助成対象者が在宅で療養するために必要とする次に掲げるサービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、指定された事業者が提供するサービスに限る。）の利用等に要する費用とする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は同条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス

2 助成金の額は、助成対象費用に10分の9を乗じて得た額（小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。）とし、1月あたり5万4千円を上限とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者については、1月あたり6万円の上限額の範囲内で、助成対象費用の全額を助成する。

(登録及び登録期間)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、事前に登録をしなければならない。
- 2 助成対象者が未成年の場合又は成年後見人が選任されている場合は、助成対象者の法定代理人（以下「法定代理人」という。）が本手続きを行うものとする。また、法定代理人は、第2条第6号に該当しない者でなければならない。
- 3 登録期間は、次条の登録の申請を受理した月の1日を始期とし、助成対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなった日の前日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、助成対象者が死亡したとき又は市外に転出したときは、当該事由の発生した日をもって登録期間が終了したものとする。

(登録の申請)

- 第5条 前条第1項及び第2項の規定による登録の申請をしようとする助成対象者又は法定代理人（以下「登録申請者」という。）は、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）に、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書（第2号様式。以下「意見書」という。）及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合には、登録申請書の提出日より後に意見書を提出することができる。
- 2 前項に規定する申請については、書面による提出に代えて、電子申請により行うことができる。

(手続の委任及び受任者又は法定代理人の権限等)

- 第6条 助成対象者は、本事業に係る一切の手続を民法（昭和29年法律第89号）第656条において準用する第643条に基づき委任することができ、受任者は同法第653条第1項の規定にかかわらず、助成対象者の死亡後もその効力を有するものとする。
- 2 第5条第2項に規定する電子申請を行った登録申請者は、前項の受任者を指定するときは、書面による委任状（第10号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 法定代理人は、民法第111条第1項第1号の規定にかかわらず、助成対象者の死亡後もその効力を有するものとする。
- 4 第1項、第3項に規定する受任者及び法定代理人の権限の期限は、助成対象者の登録期間終了後第11条に規定する助成金交付の申請に係る手続が完了するまでとする。

(医師の意見聴取)

- 第7条 市長は、登録申請書の審査にあたり必要があると認める場合は、助成対象者の病状及び治療内容について医師の意見を求めることができる。

(登録の決定)

第8条 市長は、第5条の申請があったときは、内容を審査の上、速やかに登録の可否を決定するものとする。ただし、意見書が登録申請書より後に提出される場合には意見書を受理した後に、又は前条に規定する医師への意見を求める場合には回答を受理した後に決定する。

2 市長は、前項の規定により決定した登録の可否について、次に掲げる方法により登録申請者に通知する。

(1) 登録することを決定したときは、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録通知書（第3号様式）により通知する。

(2) 登録しないことを決定したときは、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録却下通知書（第4号様式）により通知する。

（登録内容変更又は中止の届出義務）

第9条 前条第2項第1号に規定する通知を受けた登録申請者（以下「登録者」という。）が、登録期間中において、次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、登録者又は受任者は、速やかに横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録内容変更（中止）届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 住所等申請内容に変更が生じたとき

(2) 本事業を利用する必要がなくなったとき

(3) 助成対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき

（登録の中止又は取消し）

第10条 市長は、第4条第3項に規定する登録期間中において、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事象が発生した日をもって登録を中止し、又は登録を取消すことができる。

(1) 在宅療養の継続が困難であると認めたとき

(2) 第2条に規定する要件に該当しないと認めたとき

(3) その他市長が登録について適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の規定による登録の中止又は取消しをした後に、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録中止（取消）通知書兼返還請求書（第6号様式）により登録者に通知する。

（助成金交付の申請及び申請期限）

第11条 登録者又は受任者が、登録期間中に助成対象者が利用した第3条第1項各号に掲げるサービスに係る助成金交付の申請を行うときは、1か月単位で作成した横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書（第7号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請については、書面による提出に代えて、電子申請により行うことができる。

- 3 第1項に規定する交付申請書は、サービスを利用した日が属する月の月末から起算して1年を経過する日までに提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、速やかに交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前条の申請を行った者に対し、前項の規定により決定した交付の可否について、次に掲げる方法により通知する。

(1) 交付することを決定したときは、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定通知書(第8号様式)により通知する。

(2) 交付しないことを決定したときは、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金不交付決定通知書(第9号様式)により通知する。

(実績報告)

第13条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象費用に係る領収書
- (2) 助成対象とするサービスに係る費用明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付取消し等)

第14条 市長は、第10条第1項各号に該当する場合には、助成金の交付決定を取り消し、交付申請者に対して、期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は民生局健康部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録申請書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

〒

住所

申請者 氏名

(助成対象者との関係 本人 ・ 法定代理人)

電話番号

メールアドレス (□なし)

次のとおり、横須賀市若年がん在宅療養支援事業助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

なお、この申請にあたり以下の内容に同意します。

1. 本事業への申請内容および市が保有する個人情報（市税の納付状況の確認を含む）に関し、調査および関係機関への照会を行うこと
2. 本申請書の記載内容をもとに必要な事務手続きを行うこと

助成対象者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		電話番号	□申請者と同じ
	住所	□申請者と同じ 〒	電話番号	□申請者と同じ
	生活保護を受給していますか。(受給中の場合は上限額が変わります。)			はい ・ いいえ

振込先※	フリガナ		銀行 信用金庫	支店
	口座 名義人		店番号	預金種別
			普通 ・ 当座	口座番号
※助成金振込先の指定(原則「助成対象者の家族名義の口座」を指定してください。)				

助成対象者確認	次に掲げる要件のいずれにも該当することを申告します。 <input type="checkbox"/> 申請日時点で横須賀市の住民基本台帳に記載されています。 <input type="checkbox"/> 横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書(第2号様式)を提出します。 <input type="checkbox"/> 横須賀市の市税を滞納していません。(横須賀市の市税を滞納していますが、既に分割等で納付することを約して履行中または分割納付誓約書を提出しています。) <input type="checkbox"/> 暴力団員及び暴力団員等ではありません。(申請者が本人でない場合は申請者も)
---------	--

委任状

私は、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第6条第4項に規定する受任者の権限の期限まで、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る手続きについて、下記の者を受任者と定め、助成金の交付申請、請求及び受領等の手続きを含む一切の権限を委任します。

助成対象者氏名(自署)

受任者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	助成対象者との関係()	電話番号	□申請者と同じ
	住所	□申請者と同じ 〒	電話番号	□申請者と同じ

第2号様式（第5条関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所			
病 名			
特記事項等			
<p>上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第2条第2号に掲げる要件に該当するがん患者（介護保険法の第2号被保険者が要介護認定又は要支援認定を受ける状態と同等）と判断できる。</p> <p>横須賀市長あて</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関名</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号</p> <p style="text-align: center;">医 師 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">（自署の場合は押印不要）</p>			

第3号様式（第8条関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録通知書

年 月 日

申請者 住所
氏名

横須賀市長

印

年 月 日付けで申請のあった横須賀市若年がん在宅療養支援事業の登録について、次のとおり決定したので、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第8条の規定により通知する。

補助金等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金
補助事業等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業
助成対象者情報	
交付決定額	
交付条件	

第4号様式（第8条関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録却下通知書

年 月 日

申請者 住所
氏名

横須賀市長

印

年 月 日付けで申請のあった横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業の登録について、次のとおり却下することを決定したので、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第8条の規定により通知する。

補助金等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金
補助事業等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業
助成対象者情報	
却下理由	

第5号様式（第9条関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録内容変更（中止）届出書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住所

届出者 氏名

（助成対象者との関係 本人 ・ 受任者 ・ 法定代理人 ）

電話

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録申請書の内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

1 助成対象者の氏名及び生年月日

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			

2 変更区分

変更 ・ 利用中止

3 変更事項

変更前	変更後

※受任者の指名または変更の場合は別途委任状の提出が必要です。

第6号様式（第10条関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録中止（取消）通知書兼返還請求書

年 月 日

申請者 住所
氏名

横須賀市長

印

年 月 日付けで決定した横須賀市若年がん在宅療養支援事業の登録については、次のとおり登録を中止（取消）したので、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第10条の規定により通知する。

補助事業等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業
助成対象者情報	
中止（取消）理由	
返還について	

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

〒
住所

申請者 氏名
(助成対象者との関係 本人・受任者・法定代理人)

電話番号
メールアドレス (□なし)

〒
住所

助成対象者 氏名
(□申請者と同じ) 電話番号
メールアドレス (□なし)

年 月 日付で登録された横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業の助成金として、次のとおり横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第11条の規定により申請します。

なお、この申請にあたり、以下の内容に同意します。

1. 本事業への申請内容および市が保有する個人情報（市税の納付状況の確認を含む）に関し、調査および関係機関への照会を行うこと
2. 本申請書の記載内容をもとに必要な事務手続きを行うこと

補助金等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金		
補助事業等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業		
(年 月分)			
サービス利用料 (A)	A×0.9 (B)	補助上限額 (C)	交付申請額 (B又はCのいずれか少ない額)
円	円	54,000 円	円

※生活保護世帯に属する方は、上限6万円の範囲内で自己負担額が免除となります。

第8号様式（第12条関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日

申請者 住所
氏名

横須賀市長

印

年 月 日付けで申請のあった横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業の助成金の交付について、次のとおり決定したので、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第12条の規定により通知する。

補助金等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金
補助事業等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業
助成対象者情報	
交付決定額	
交付条件	

第9号様式（第12条関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日

申請者 住所
氏名

横須賀市長

印

年 月 日付けで申請のあった横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業の助成金の交付について、次のとおり交付しないことを決定したので、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第12条の規定により通知する。

補助金等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金
補助事業等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業
助成対象者情報	
不交付理由	

委 任 状

年 月 日

横須賀市長 殿

〒

住所 _____

氏名（自署） _____

私は、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第 6 条第 4 項に規定する受任者の権限の期限まで、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る手続きについて、下記の者を受任者と定め、助成金の交付申請、請求及び受領等の手続きを含む一切の権限を委任します。

【受 任 者】

フリガナ	
氏 名	本人との関係（ ）
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話 番 号	